

1. 政府系金融機関の統廃合におけるJBICの解体について

（背景）

政府系金融機関の統廃合の中で、JBIC の扱いだけが先送りとなり、現在『海外経済協力に関する検討会』で議論が続いている。一部報道などでは、円借款業務を JICA などと統合した新しい ODA 実施機関が行い、国際金融等業務は統廃合で誕生する新しい政府系金融機関が行うとされているが、最終的な結論は出ていないと認識している。

『海外経済協力に関する検討会』に財務省が提出した資料では、財務省は国際金融等業務と円借款業務のシナジー効果を強調している。その一方で、過去の財務省-NGO 定期協議では、JBIC にグラントの資金がないことによる弊害も挙げられてきた。具体的には、相手国政府機関のキャパシティ・ビルディングを行うには、個別の技術協力という手段がないので大規模インフラなど具体的な事業を通して行うしかない点や、問題が生じた場合に緩和策を支援するような資金がない点である。

また、今回の JBIC 解体の議論に関連して、一部の専門家の間では、ODA の一体的な実施の一環として、国際機関への資金提供についても一緒に考えるべきではないかとの意見が出されている（例えば『国際開発ジャーナル』）。

そこで次の点について財務省の見解を伺うとともに意見交換させて頂きたい。

- A．政府系金融機関の統廃合における JBIC の扱いについて（JBIC の現状での存続、円借款と国際金融等業務の再分離、円借款を含む ODA 実施機関の新設など）
- B．OOF と ODA のシナジー効果
- C．現在の JBIC 業務を効率的・効果的にするための技術協力・無償資金との統合
- D．JBIC 解体と連動した海外経済協力の見直しにおける MDBs の位置づけ

2. アジアにおける資金源の拡大と日本政府の役割について

（背景）

近年アジアにおける公的な開発金融資金は、従来型の国際機関や先進国からの ODA に加えて、中国をはじめとする新興国の準援助資金や海外投資が目立つようになってきた。特にダムや道路建設など、大規模な住民移転や生計手段の喪失を伴う事業に対して、これらの政府資金や国営企業の投資が行われている。具体的には、ラオスのナムマン第 3 ダム（中国）、ラオスのセコン川開発（ベトナム）、ビルマのサルウィン川開発（タイ）、カンボジアの道路建設（中国）などが挙げられる（添付書類 1：『中国の関与するメコン流域国ダム・プロジェクト一覧』を参照）。

こうした状況に対して、私たちは次のような懸念を持っている。

- 1．事業によって大きな環境・社会面での悪影響が出ること
- 2．MDBs や二国間援助機関がセーフガード政策を適用して問題案件への資金供与を止めても、新興国がそうした事業に十分な配慮なく公的資金を投じること
- 3．その結果として、中国やベトナムなどの新興国が開発支援するより、MDBs や二国間援助機関が支援した方がいいという理由で、環境・社会配慮政策の適用が不十分・不適切になること

私たちは、各国の NGO などとも連携をしながら、それぞれの国で被害を防ぐための制度を充実することに市民社会の側から協力していきたいと考えている。一方で、日本政府、とりわけ国際開発金融を担当する財務省に対しては、例えば、OECD のコモンアプローチのような方法で、非 OECD のアジアの輸出信用機関が JBIC 並みの環境・社会配慮政策を持てるようなイニシアティブを発揮して欲しい。

そこで次の点について財務省の見解を伺うとともに意見交換をさせて頂きたい。

- ・新興国（中国、ベトナム、タイ）の公的資金による周辺国のインフラ開発をどのように評価しているか
- ・非 OECD のアジア諸国の公的開発資金の環境・社会配慮政策という観点で、日本の財務省が果たすことができる役割とは何か。

3. JBIC, EBRD の融資決定とガイドラインの遵守について

JBIC は、融資決定前に「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」(以下、ガイドライン)に基づき、事業に適切な環境社会配慮が行なわれたかを確認する必要がある。環境や社会への影響は予測困難かつ不可逆的なものが多いことから、ことさらに慎重を期し、幅広いステークホルダーからの情報に基づき、意思決定をすることが求められている。また、ガイドラインには、「環境レビューの結果(中略)適切な環境社会配慮がなされない場合には、融資等を実施しないこともありうる」と記載されている。しかし、実際には、融資前にガイドライン遵守が確保されていない状況が明らかになりながら、融資が実施されている例が少なくない。ガイドラインをどこまで遵守すれば融資決定をおこなうのか、現地の情報がどのように意思決定に反映されるべきだと考えるか、次の二つのプロジェクトを例に質問したい。

3-1: サハリン フェーズ 2 プロジェクト (JBIC, EBRD)

(背景)

サハリンIIフェーズ 2 プロジェクトに対しJBICと協調融資を検討している欧州復興開発銀行 (EBRD) は、2005 年 12 月 14 日付けのプレスリリース¹で、事業者サハリンエナジー (SEIC) が作成した環境影響評価 (EIA) 補遺版が「コンサルテーションを実施するレベルに達した (fit for purpose of consultation)」と告げ、同月 20 日に 120 日間のパブリックコメント期間を開始した。一方同プレスリリースでは、サハリンIIフェーズ 2 事業に融資審査において、これまでにEBRDの政策が遵守されていなかった点として、「コククジラに与える影響」、「陸上パイプライン河川交差工事の実施方法」、「アニワ湾での浚渫土砂の投棄場所の決定に

¹ <http://www.ebrd.com/new/pressrel/2005/175dec14.htm>

において代替案の検討が適切でなかったこと」「先住民族への影響に対する計画が適切な時期に実施されなかったこと」の4点を挙げた。国際協力銀行は同月15日、ウェブサイト上でEIA補遺版が公表されたことを報告した。

質問1：同プロジェクトのEIAが「コンサルテーションを実施するレベルに到達」したと融資機関がガイドラインに基づいて判断するまでに、2003年6月の正式な融資要請から2年半以上経過した。その期間、現場では適切な環境社会配慮が実施されないまま建設工事が続けられ、新たな政策違反が引き起こされた。JBICとEBRDがこうした状況の下で融資の最終段階に入ることにについて、財務省の考えをお伺いしたい。

質問2：これまでに多くの日本の関係者が、「サハリンIIフェーズ2に係る環境フォーラム」などを通じて、JBICに対し、SEICの環境社会配慮の状況をどのように判断しているか尋ねたが、回答を得ることができなかった。今回公表されたEIA補遺版の内容について、JBICは、ガイドラインの精神に遵守するものとなっていると判断しているのか、お伺いしたい。

3-2：タイ・ゲンコイ2天然ガス焚き複合火力発電事業（JBIC）

（背景）

2005年10月14日の第30回の定期協議において、当事業における不適切かつ不十分な情報公開および住民参加、そして事業者による言論の自由を規制するような働きかけについて説明した。現地住民が1年以上も事業の環境影響に関する情報を求め続け活動する中で、事業者は、ゲンコイ地域において適切な方法で合意が取られるよう十分な調整を図っていないどころか、住民を告発し逮捕へと導いている。JBICは過去の教訓を十分に踏まえ、ステークホルダーからの情報の重要性を認識し活用するため、直接現地で住民の声を聞くべきであり、JBICが現状のまま融資をおこなえば、ガイドラインに違反すると指摘した。しかし、JBICの住民との対話は実現されないまま、JBICは2005年11月に融資決定している。しかしその後も、11月21日、12月9日、そして2006年1月11日と3度にわたり、現地住民はJBICに対して同じ懸念を訴え、JBICによる現地訪問と住民との対話の要請を続けており、当事業は被影響住民からの理解や合意が得られているとは判断しがたい。JBICは、懸念を強く持つ住民からの訴えに本質的には答えておらず、事業者から嫌がらせを受けている住民に対して、その事業者との対話に向けた努力を促している。

質問1：被影響住民との合意形成に関して、事業者がJBICのガイドラインが求める要件を明らかに満たしていないにも関わらず、JBICが融資決定をおこなったことについて、財務省の見解を伺いたい。また、事業者の責任である社会的合意形成が適切に行なわれていない場合、JBICはガイドラインに沿って、事業者に勧告する以外に、融資決定前にどのようなかたちで確認をとるべきだと考えるか伺いたい。

4. JBICのResponsivenessについて

「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の中の基本方針によると、「透明性とアカウンタビリティを確保したプロセス及び、かかるプロセスにおける当該プロジェクトの影響を受ける地域住民

や現地NGO を含むステークホルダーの参加が重要であることに留意する。²」と明記されている。しかし、JBICはプロジェクトの被影響住民・NGOから情報提供を受けた場合、現地駐在員事務所が適切な対応をとっておらず、JBICが情報提供を受けてからの返答が著しく遅い、もしくは返答しないというケースが見受けられる。

4-1：タイ・ゲンコイ 2 天然ガス焚き複合火力発電事業（JBIC）

（背景）

タイ・ゲンコイ 2 天然ガス焚き複合火力発電事業（JBIC）に関しては 3-1 と背景が重複するため、割愛する。

4-2：インド・オリッサ州森林セクター開発事業（JBIC）

（背景）

JBIC はインドの森林プロジェクトの融資を非常に積極的に行っており、現在オリッサ州の森林セクター開発事業について融資検討中である。しかし、このプロジェクトに関しては、森林資源に生活を依存している住民が多いことから、プロジェクトに対する懸念が非常に強い。そのため、オリッサ州の議員も本プロジェクトに関して反対を表明し、被影響住民が参加する数百名規模のデモが度々起こっている。そして、オリッサ州森林セクター開発事業においては、森林に依存する生活を行っている、プロジェクトが行なわれた場合の被影響住民に対して、意思決定への参加・十分な情報公開がなされていないとして、JBIC のニューデリー駐在員事務所に懸念を伝えるレターが現地 NGO から 9 月 7 日付けで送られている。JBIC のニューデリー駐在員事務所はこの件に関して約 4 ヶ月後の 12 月 28 日付けで現地 NGO へ返答しているが、未だプロジェクトに関する情報は被影響住民には開示されず、対話の場ももたれていない。

また、オリッサ州森林局が JBIC に対して「12 月 17 日に懸念を抱く NGO や住民側との意見交換を行う会議を開いたが、NGO や住民が参加しなかった」と返答したと JBIC から聞いている。しかし、インドの NGO に確認を取ったところ、オリッサ州森林局はこの会議に関する招待状を 12 月 22 日の消印で現地 NGO に送っていることが明らかになった。

質問：JBIC は、被影響住民から情報提供を受けた場合に、速やかな手紙の受領確認、指摘内容に対する現在の検討状況、指摘内容に関する判断の根拠（融資前で不可能な場合は判断の根拠となる枠組み）を情報提供者に対して返答するべきだと思われるが、財務省の見解を伺いたい。

添付資料 2：オリッサ州森林セクター開発事業 ファクトシート

5. サンロケ多目的ダム事業 - 灌漑部門（アグノ川統合灌漑事業）への融資に関して（JBIC）

（背景）

12 月 24 日のまにら新聞で、第 26 次円借款の未契約事業であるアグノ川統合灌漑事業について、1 月中に

² http://www.jbic.go.jp/japanese/environ/guide/kankyau/kankyau_GL.pdf 4 ページ

も交換公文署名及び借款契約の締結が実現するとの報道があった。同灌漑事業は当初からサンロケ多目的ダム事業の灌漑部門として計画されてきたものであるが、同多目的ダム本体事業における補償の未支払い（土地権利書の不備等による）被影響住民の生計手段回復、砂金採取者への補償問題などが現在も解決されておらず、JBICの環境社会配慮ガイドラインに照らした対応がとられていない。

報道によれば、同灌漑事業における移転問題及びフィリピン側の負担資金の予算措置問題が解決したとあるが、前者については、土地権利書の不備といった問題、あるいは、再定住地が未整備であるにもかかわらず、家屋の補償支払いが始まっており、移転住民が補償の受け取り後45日以内に立ち退きを求められているなど、非常に差し迫った問題も出てきている。また、2004年のフィリピン総選挙において被影響地域の町長等も交替し、現在、同灌漑事業の内容（主水路のルートなど）に疑問を示している自治体もある中、現時点での社会的合意について再度十分に確認する必要もみられる。これらの点を踏まえ、以下質問したい。

質問1：12月24日付けまにら新聞の報道内容の真偽をお尋ねしたい。1月中の交換公文署名及び借款契約の締結を予定されていないとすれば、現在、フィリピン政府との間でどのような話をされている段階か、また、交換公文署名の予定時期をうかがいたい。

質問2：財務省として、同灌漑事業に関する移転問題及び予算措置の問題が解決したとお考えか。解決したとお考えであれば、その理由をうかがいたい。

質問3：同灌漑事業に使われるダム本体（サンロケダム）事業の影響を受けた住民の生計手段の回復や、補償の問題が未解決であり、また同灌漑事業の移転についても上記のような問題が残っている中、同灌漑事業に対する融資を実施すれば、ダム本体事業と同様の問題を引き起こし、ますます多くの当該地域住民の生活を苦境にさらされる恐れがあるため、灌漑事業への融資の判断をする前に、まずサンロケダムで起きている問題を解決することが先決だと考えるが、財務省としてはどのようにお考えか。

6. 世界銀行、ADBの融資決定後に明らかになった問題点の対応について

6-1：タウンサ堤防緊急修復・近代化プロジェクトについて

（背景）

本プロジェクトは、パキスタン中央部を流れるインダス川にある老朽化したタウンザ堤防（1958年）の決壊を防ぎ、周辺地域の水資源を確保するために、堤防、水門、付帯設備の修復を行うプロジェクトである。総工費1億5000万ドルのうち、世界銀行が1億2300万ドルを融資（2004年9月）。また、日本の外務省は、この水門の詳細設計のために、51億6500万円を無償資金援助として拠出している（2005年4月）。

しかし、本プロジェクトには以下のような問題がある（詳細は、添付資料のファクトシートを参照）。

- 計画に含まれていない住民移転が実施されている：EIAでは工事に必要な十分な土地があり、移転は必要ないと書かれているが、実際には住民移転が行われた。移転計画書は、移転が行われて問題が発覚した後、2005年11月29日に作成され、同計画書によれば、移転者数は157世帯、799人となっている。
- 適切な代替地・ライフラインが提供されていない：新たに移転させられた土地は、水はけの非常に悪

い土地かつ巨大な二つの運河に面した場所であり、住民は、土地の水はけ及び運河の決壊の危険性を懸念している。また、住民に対しては家も与えられておらず、自ら借金して家を建設したり、簡易寢床を作って生活している者もいる。灌漑局は、共同トイレの建設すら十分に行っておらず、特に女性のプライバシーの問題なども発生している。

- 住民とのコンサルテーションが不十分である：灌漑局が移転後に住民に対し提示した補償金パッケージは、新しい家を建設するのに十分な額ではないとして、住民はこの補償金パッケージを受け入れていない。また、住民の多くは、下草を刈り取って籠作りを生計手段としているが、草を刈り取る権利が与えられていない点を懸念している。
- 警察及び工事関係者によるいやがらせが行われた：灌漑局及び警察が、移転した住民宅に深夜に訪れ、補償金を受け取るために警察署へ来るよう脅しを行った。さらに、工事請負会社の者がコミュニティの代表者宅に深夜に訪問し、警察が脅しを行ったことを世銀担当者に話さないよう圧力を与えた。

したがって、本プロジェクトは、住民の移転に際し、世界銀行の住民移転政策（OP 4.12）で定められた適切なプロセスを踏んでおらず、明らかにこの政策に違反しており、今後も確保されるかどうか懸念される。そこで以下の点について伺いたい。

質問 1：なぜ、計画に含まれていない住民移転が実施されてしまったのか？その理由及び本プロジェクトの今後の問題解決方法、さらに同様の事態が起こらないようにするための今後の政策面での予防策について、教えて頂きたい。

質問 2：上記の世界銀行の返答（特に問題解決方法及び今後の予防策）について、十分な対策だと考えられるか？財務省の見解を伺いたい。

添付書類 3：タウンサ堤防緊急修復・近代化プロジェクト ファクトシート

6-2：STDP（スリランカ南部交通網開発事業）に関する CRP 勧告のその後と、ADB と JBIC のモニタリング方法の強化について

（背景）

スリランカの南部ハイウェイ建設事業（STDP）に関しては、2004 年 12 月、現地の住民組織³が ADB のアカウントビリティ・メカニズムの遵守調査パネル(CRP)に ADB の政策違反を申し立てた。申し立て資格は認められ、CRP による調査を経て、2005 年 6 月には最終レポートが完成し、7 月には、CRP による勧告が理事会で承認された。この勧告に基づき、ADB の事務局は「行動指針」を作成し、現在はその実行段階にあると理解している。しかし、現地住民組織からの情報によると、現在も、移転プロセスに関する問題の改善はみられていないようである⁴。また、2005 年 10 月 15 日の ADB と申立人である住民組織との間でもたれた会合の前に ADB が実施したフィールド調査でも、再定住地の高い地価、再定住地のインフラの不備、移転後の補償金未支払い等の問題が確認された。

³ The Joint Organization of the Affected Communities on Colombo-Matara Highway

⁴ 資料（10 月 9 日の ADB と住民組織との会合において議論された移転に関する問題）参照

質問 1:11 月 1 日、申立人が「行動指針」に関するコメントを ADB のスリランカ事務所に提出しているが、申立人は、その後どのようにこのコメントが扱われているのか知らされていない。このコメントを踏まえた、最終版の「行動指針」は存在するのか。存在するとすれば、どのように申立人によるコメントが取り入れられたのか。存在しないとすれば、申立人によるコメントが考慮されていない理由を教えてください。

質問 2：CRP による勧告レポートのパラグラフ 268 (iii)⁵ に対する今後の「行動指針」として、ADB 事務局は、以下の二点を提示している。

- (a) SLRM discusses with JBIC the modalities to ensure strong monitoring of project compliance.
- (b) ADB and JBIC further strengthen cooperation in monitoring safeguard policy compliance, learning from each other's best practices

これまで、ADB と JBIC は、政策遵守を確保するためにモニタリングを実施してきていたにもかかわらず、事業による問題や政策違反が SPF（スペシャルプロジェクトファシリテーター）や CRP によって指摘されたという経緯がある。今後、政策遵守の確保を実現するために、上記の「行動指針」(a)(b)に沿って、ADB と JBIC の間でどのような議論がなされ、その結果、「行動指針」策定前と比較し、両機関はどのようにモニタリング方法を強化することにしたのか。具体的に、議論されたこと、及び JBIC と ADB の対応を伺いたい。また、その対応に関する財務省のお考えを伺いたい。

質問3：上記の様に、CRPによって同事業に関する政策違反が指摘され、さらにその後の事務局の対応後も問題がなくなり、政策違反によって被害を受けている人が未だにいるという状態が続いている。財務省としては、今後、事務局の取り組みにより政策違反が解消され、その遵守の確保が可能であるというご認識か、お伺いしたい。

参考：STDP に関する CRP プロセス

2004 年 12 月 2 日	住民組織、遵守調査パネルに申し立て
12 月 17 日	申し立て資格認められる
2005 年 1 月～	CRP による調査の実施
6 月 22 日	CRP による最終レポート、理事会に提出される
7 月 12 日	理事会、CRP の勧告を承認
8 月 31 日	南アジア局が「行動指針」を遵守調査パネルと理事に提出
10 月 4 日	「行動指針」が申立人に公開される
10 月 9 日	ADB スリランカ事務所と申立人による会議（住民組織による議事録有）
10 月 15 日	ADB スリランカ事務所と住民組織の会議（議事録有）

⁵ パラグラフ 268(iii) review the cofinancing arrangements in the STDP with a view to strengthening policy compliance for the whole project.

11 月 1 日	申立人、「行動指針」に対するコメントを提出
----------	-----------------------

添付書類 4 : STDP SUMMARY OF CASES DISCUSSED AT MEETING